0

### 改正後

# (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

ばならない という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなけれき諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなけれ支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成が支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成が方計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成が有に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収第六十九条の十一登録実務講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以 第

録実務講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。 ることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登実務講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をす2 登録実務講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録

### 一~三 (略)

供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求に掲げるもののうち登録実務講習実施機関が定めるものにより提四が一号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次

#### 1 (略

ものを交付する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録した

#### (略)

3

(帳簿の記載等)

## 第六十九条の十四(略

電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録実務講習実施機関にお2が項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は

# (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

改

正

前

第六十九条の十 登録実務講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以第六十九条の十 登録実務講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以のない。

録実務講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。 ることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登実務講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をす2 登録実務講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録

### 一 〜 三 (略)

供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求に掲げるもののうち登録実務講習実施機関が定めるものにより提四が号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次

#### / (H

ものを交付する方法
ロー磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録し

### 3 (略)

(帳簿の記載等)

## 第六十九条の十四 (略

お 磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録実務講習実施機関におは 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は

できる。 は、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることがは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることがいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとき

を、登録実務講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならなよる記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)3 登録実務講習実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定に

#### 4 (略

(情報通信の技術を利用する方法)

、次に掲げるものとする第八十四条の二 法第七十二条第六項の国土交通省令で定める方法は

## 一 (略)

たものを交付する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録し

#### 2 (略)

(情報通信の技術を利用した承諾の取得)

準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、次に掲げ|第八十四条の五 令第十五条第一項(同条第三項及び第四項において)等

### 一(略)

るものとする。

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を

#### 2 (略)

記録したものを交付する方法

(帳簿の記載事項等)

## 第八十六条 (略)

まる。 録をもって法第七十五条に規定する帳簿への記載に代えることがで算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は

できる。 は、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることがは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることがいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとき

を、登録実務講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならなよる記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)3 登録実務講習実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定に

#### 4 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

| 、次に掲げるものとするは 第八十四条の二 法第七十二条第六項の国土交通省令で定める方法は

### 一 (略)

| たものを交付する方法 | 一 磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録

#### ( 略)

2

(情報通信の技術を利用した承諾の取得

け| 準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、次に掲げて|第八十四条の五 令第十五条第一項(同条第三項及び第四項において

### 一 (略)

るものとする。

記録したものを交付する方法 一 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨

#### 2 (略)

(帳簿の記載事項等)

## 第八十六条 (略)

をもって法第七十五条に規定する帳簿への記載に代えることがで録をもって法第七十五条に規定する帳簿への記載に代えることがで顕機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録気ディスク等に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は

。)を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む3 マンション管理業者は、法第七十五条に規定する帳簿(前項の規

(管理事務の報告)

当該帳簿を保存しなければならない。

## 第八十八条 (略)

事務報告書を交付したものとみなす。

1 マンション管理業者は、当該管理できる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該管理できる。この場合において、当該で選出職すべき事項(以下この条におび、当該管理事務報告書に記載すべき事項(以下この条におできる。この場合において、当該管理事務報告書に記載すべき事項(以下この条におできる。この場合において、当該管理事務報告書に記載すべき事項(以下この条におできる。この場合において、当該で選事務報告書の交付の表において、第四項で定めるところにより、当該管理事務報告書の交付の表において、第四項で定めるところにより、当該管理事務報告書の交付の表に代えて、第四項で定めるところにより、当該管理事務報告書の交付の表に代えて、第四項で定めるところにより、当該管理事務報告書の交付の表に代えて、第四項で定めるところにより、当該管理事務報告書の交付の表に代えて、第四項で定めるところにより、当該管理事務報告書の交付の表に代えて、第四項で定めるところにより、当該管理事務報告書の交付の表に、当該管理事務報告書の交付の表に、当該管理事務報告書の交付の表により、当該管理事務報告書の交付の表に、当該管理事務報告書の交付の表により、当該管理

#### 一(略

たものを交付する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録し

### 3 (略)

ものによる承諾を得なければならない あ方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるの方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用すりとするときは、あらかじめ、当該相手方に対し、その用いる電磁4 マンション管理業者は、第二項の規定により記載事項を提供しよ

#### (略

たものを交付する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録

### • 6 (略)

5

手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通フロンション管理業者は、第四項の承諾を得た場合であっても、相

。)を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む3 マンション管理業者は、法第七十五条に規定する帳簿(前項の規

(管理事務の報告)

当該帳簿を保存しなければならない。

### 第八十八条 (略)

事務報告書を交付したものとみなす。

事務報告書を交付したものとみなす。

事務報告書を交付したものとみなす。

事務報告書を交付したものとみなす。

事務報告書を交付したものとみなす。

事務報告書を交付したものとみなす。

事務報告書を交付したものとみなす。

#### 一 (略)

たものを交付する方法 一 磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記

録

### 3 (略)

ものによる承諾を得なければならないの方法であって次に掲げる方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げる的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用すうとするときは、あらかじめ、当該相手方に対し、その用いる電磁イーマンション管理業者は、第二項の規定により記載事項を提供しよ

#### 一(略

L

たものを交付する方法 一 磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記

### 5・6 (略)

手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通7 マンション管理業者は、第四項の承諾を得た場合であっても、相

ら再び同項の規定による承諾を得た場合は、この限りでない。 よる提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方か による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法に の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより電磁的方法

録する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに申出をする旨を記

#### 8 (略)

(書類の閲覧)

## 第九十条

2 方法で行うものとする。 を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する 合における法第七十九条の規定による閲覧は、当該業務状況調書等 第七十九条に規定する書類への記載に代えることができる。この場 機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法 記 業務状況調書等が、 録媒体に記録され、 必要に応じ事務所ごとに電子計算機その他の 電子計算機に備えられたファイル又は電磁的

3 遅滞なく事務所ごとに備え置くものとする。 同じ。)を事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、 行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。 マンション管理業者は、 第一 項の書類 (前項の規定による記録が 次項において

#### 4

ら再び同項の規定による承諾を得た場合は、この限りでない。 よる提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方か による提供を受けない旨の申出があったときは、 信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより電磁的方法 当該電磁的方法に

録する方法 磁気ディ スク等をもって調製するファイルに申出をする旨を記

#### 8 略)

#### 第九十条 (書類の閲覧)

2 方法で行うものとする。 を紙面又は当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する 合における法第七十九条の規定による閲覧は、当該業務状況調書等 第七十九条に規定する書類への記載に代えることができる。この場 機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法 イスク等に記録され、 業務状況調書等が、 必要に応じ事務所ごとに電子計算機その他の 電子計算機に備えられたファイル又は磁気

3 同じ。)を事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、 行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。 マンション管理業者は、 滞なく事務所ごとに備え置くものとする。 第一 項の書類 (前項の規定による記録が 次項において

### 4

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 (令和二年国土交通省令第八十三号) 抄 (第三十条関係)

 $\bigcirc$ 

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

改

正

後

### 第二十三条 (略)

2 には、 請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をする 登録証明事業による証明を受けようとする者その他の利害関係 登録証明事業実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる 登録証明事業実施機関の定めた費用を支払わなければならな 2

几 供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 に掲げるもののうち登録証明事業実施機関が定めるものにより提 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、 次

ľ, する方法 電磁的記録媒体 )をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付 (電磁的記録に係る記録媒体をいう。 以下同

### 3

## (帳簿の記載等)

第二十七条

(略)

2 できる いて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとき 電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録証明事業実施機関にお 前項各号に掲げる事項が、 当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることが 電子計算機に備えられたファイル又は

3 よる記録が行われた同項の 登録証明事業実施機関は、 ファイル又は電磁的記録媒体を含む。 第一 項に規定する帳簿 (前項の規定に

、財務諸表等の備付け及び閲覧等

改

正

前

### 第二十三条 (略)

には、登録証明事業実施機関の定めた費用を支払わなければならな は、 請求をすることができる。 登録証明事業による証明を受けようとする者その他の利害関係 登録証明事業実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる ただし、第二号又は第四号の請求をする

(略)

供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 に掲げるもののうち登録証明事業実施機関が定めるものにより提 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、

次

#### (略)

口 するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ができる物 方法に準ずる方法により 磁気ディスク 以下 磁気ディスク等」という。 ディー 定の 事項を確実に記録し ロムその他これらに記録する をもって調製 ておくこと

### 3

(帳簿の記載等)

#### 第 一十七条 (略)

2 できる。 は、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることが いて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとき 磁気ディスク等に記録され、 前項各号に掲げる事項が、 必要に応じ登録証明事業実施機関にお 電子計算機に備えられたファイル又は

3 よる記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。 登録証明事業実施機関は、 第一 項に規定する帳簿 (前項の規定に

を、 明事業の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条 する。 場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、 法第十三条第二項(法第十四条第二項において準用する 次に掲げるものと

2

たものを交付する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録し

第三十四条

(情報通信の技術を利用した承諾の取得)

む。)の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

記録したものを交付する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を

(帳簿の記載事項)

2

第三十八条

3 が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を各事業 賃貸住宅管理業者は、 法第十八条の帳簿(前項の規定による記録

年度の末日をもって閉鎖するものとし、 閉鎖後五年間当該帳簿を保

存しなければならない。 (委託者への定期報告)

第四十条 (略)

2 代えて、第四項で定めるところにより、当該管理業務報告書を交付 る方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げる すべき委託者の承諾を得て、 賃貸住宅管理業者は、 (以下この条において 前項の規定による管理業務報告書の交付に 「電磁的方法」という。)により提供す 記載事項を電子情報処理組織を使用す

> を、 登録証明事業の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条 場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、 法第十三条第二項(法第十四条第二項において準用する 次に掲げるものと

する。

たものを交付する方法 磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録

2

、情報通信の技術を利用した承諾の取得

令第二条第一項<同条第三項において準用する場合を含<br/>
| 第三十四条 む。)の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 令第二条第一項(同条第三項において準用する場合を含

記録したものを交付する方法 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を

(帳簿の記載事項)

第三十八条

2

3 が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を各事業 存しなければならない。 年度の末日をもって閉鎖するものとし、 賃貸住宅管理業者は、 法第十八条の帳簿(前項の規定による記 閉鎖後五年間当該帳簿を保

(委託者への定期報告)

第四十条 (略)

2 もの る方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げる すべき委託者の承諾を得て、 代えて、第四項で定めるところにより、当該管理業務報告書を交付 賃貸住宅管理業者は、 (以下この条において「電磁的方法」という。) 前項の規定による管理業務報告書の交付に 記載事項を電子情報処理組織を使用 により提供す

該管理業務報告書を交付したものとみなす。ることができる。この場合において、当該賃貸住宅管理業者は、当

#### (略)

たものを交付する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録し

#### 3 (略

のによる承諾を得なければならない。 ち法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるも方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用するとするときは、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる電磁的4 賃貸住宅管理業者は、第二項の規定により記載事項を提供しよう4

#### (略)

録したものを交付する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾をする旨を記

### 5 · 6 (略)

#### (略

録したものを交付する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに申出をする旨を記

### (書類の閲覧)

## 第四十九条 (略)

をもって法第三十二条に規定する書類への記載に代えることができ機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録記録媒体に記録され、必要に応じ営業所又は事務所ごとに電子計算2 業務状況調書等が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的

該管理業務報告書を交付したものとみなす。ることができる。この場合において、当該賃貸住宅管理業者は、

当

#### (略)

たものを交付する方法 一 磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録

#### (略)

3

のによる承諾を得なければならない。
方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるも方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用するとするときは、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる電磁的賃貸住宅管理業者は、第二項の規定により記載事項を提供しよう

#### (略)

録したものを交付する方法 一 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾をする旨を記

### 5 • 6 (略)

再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。 おは供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該委託者からよる提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法によの技術を利用する方法であって次に掲げるものにより電磁的方法にの技術を利用する方法であって次に掲げるものにより電磁的方法にの技術を利用する方法であっても、番託

#### (略

録したものを交付する方法 一 磁気ディスク等をもって調製するファイルに申出をする旨を記

### (書類の閲覧)

## 第四十九条 (略)

をもって法第三十二条に規定する書類への記載に代えることができ機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録が、イスク等に記録され、必要に応じ営業所又は事務所ごとに電子計算2 業務状況調書等が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気デ

4 (略)	なく営業所又は事務所ごとに備え置くものとする。	。)を事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞	れた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。次項において同じ	3 特定転貸事業者は、第一項の書類(前項の規定による記録が行わ	面に表示する方法で行うものとする。	等を紙面又は当該営業所又は事務所に設置された入出力装置の映像る。この場合における同条の規定による閲覧は、当該業務状況調書
4 (略)	なく営業所又は事務所ごとに備え置くものとする。	。)を事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞	れた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ	3 特定転貸事業者は、第一項の書類(前項の規定による記録が行わ	面に表示する方法で行うものとする。	等を紙面又は当該営業所又は事務所に設置された入出力装置の映像る。この場合における同条の規定による閲覧は、当該業務状況調書

**※** ○ 住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省・国土交通省令第二号)による改正関係住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号)(抄)

改正後	改正前
(宿泊者名簿)	(宿泊者名簿)
第七条 (略)	第七条 (略)
2•3 (略)	2 • 3 (略)
4 前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁	4 前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気
的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認	ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準
識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に	ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を
よる情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)に記録	いう。)に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて
され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表	明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第八条第一項
育 いれる	の規定による宿泊者名簿への記載に代えることができる。
)	

**※** ○ 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令(令和五年国土交通省令第五十七号)による改正関係国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十五号)(抄)

(情報通信の技術を利用する方法)	(財務諸表等の備付け及び閲覧等) (財務諸表等の情付け及び閲覧等) (財務またいって、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	改正後	
(情報通信の技術を利用する方法)	(次) (新設) (新設) (新設) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京	改 正 前	

成することができるものでなければならない。
大法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作士交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該第十五条 法第三十三条第二項(法第三十四条第二項において準用す

#### 能

たものを交付する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録し

### (帳簿の記載事項

第十九条 (略)

簿への記載に代えることができる。 表示されるときは、当該記録をもって法第三十八条の規定による帳又は事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ住宅宿泊管理業者の営業所2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は

該帳簿を保存しなければならない。
) を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。3 住宅宿泊管理業者は、法第三十八条に規定する帳簿(前項の規定

# (住宅宿泊事業者への定期報告)

## 第二十一条 (略)

することができるものでなければならない。
法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該方場合を含む。)の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土第十五条 法第三十三条第二項(法第三十四条第二項おいて準用する

#### (略)

ァイルに記載事項を記録したものを交付する方法きる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するフ法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことがで一磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方

## (帳簿の記載事項)

第十九条 (略)

# (住宅宿泊事業者への定期報告)

## 第二十一条 (略)

作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)での知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であり理業務報告書が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人2 前項の住宅宿泊管理業務報告書の交付については、当該住宅宿泊

(略)

たものを交付する方法

電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録し

への記録を出力することにより書面を作成することができるものでができる。ただし、当該電磁的方法は、住宅宿泊事業者がファイル なければならない。

(略)

たものを交付する方法 磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録し